

## インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき出席停止とします。

出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となります。

### インフルエンザ出席停止期間確認表

		発症日	発 症 後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合 (最低基準)	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

その後は解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます。

※どんなに早く熱が下がったとしても、最低、発症した後5日間は出席停止となります。

それに加えて解熱した日によって出席停止期間が延長していきます。

※発症日(当日0日目)は、医療機関を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状(38度程度の発熱等)が始まった日です。医療機関受診時に、医師に発症日を相談確認してください。